

Ⅶ-10 これからの労働組合と労使関係

早川 征一郎

日本の労働組合運動の現状と克服すべき課題

戦後日本の労働組合運動は、幾多の変遷＝盛衰を経て今日に至っている。この点は、本章の各パートで論じられてきた。では、そのうえで日本の労働組合運動の現状と克服すべき課題をどのように認識できるであろうか。以下は、実は古くして新しい課題ではあるが、依然として克服すべき課題として今日、ますます重要さを増している。

第一に指摘されるべきは、組織率の著しい低下＝「数の力」の減退を基本とした労働組合の社会的影響力の著しい低下である。企業別に組織され、しかも正規雇用の労働者を中心に組織されている大部分の労働組合は、厳しい雇用抑制をはね返すことが出来ず、組合員数は減る一方である。しかもグローバルな企業・国際間競争の激化のもとで、雇用・労働諸条件の維持・改善といった労働組合としての基本的課題を達成することもま

まならない。まして、産業上の諸課題や国・地方自治体に向けた政策課題への取り組みでは、個別的政策への発言はあっても大衆的な取り組みはきわめて弱まっている。

とりわけ、90年代後半以降の「数の力」の減退と社会的影響力の低下は覆うべくもない。この点、とくに民間大企業労組などが、企業・国際間競争の激化の下で、企業内にますます閉じこもり、非正規労働者の組織化や労働組合の社会的役割の發揮に、きわめて消極的になっている、そうした組織の在り方が労働組合側の大きな要因となっている。

労働組合の「数の力」を強化するためには、正規雇用の労働者だけでなく、増加の一途をたどっている非正規労働者を組織することである。そのためには、企業別本工組合主義から脱却することである。非正規労働者の組織化の形態には、（１）企業別組合への一体的組織化、（２）企業別組合の中での特別部会的な組織化、（３）企業別組合を離れた個人加盟の地域ユニオン、派遣ユニオン、管理職組合などの形での組織化などがあり得る。いずれも一長一短がある。ただ、（２）（３）に比べ、（１）企業別組合への一体的組織化は、非正規労働者固有の要求がどれだけ汲み上げられるかに問題が残る。（３）は誰を相手として団体交渉が成立するかが問題となるが、労組法上の団交応諾義務を活用しつつ、近年では新しい組織化の動向としてきわめて注目される。

労働組合の社会的影響力を増大させるために、「数の力」とともに、企業別組合からの脱皮が言われ続けてきた。これまで、

企業（官公庁）別組合が、その組織形態のままで如何に産業別横断機能・役割を発揮できるかが現実には問われてきた。そのためには改めて、“組合員が主人公” = “草の根の組合民主主義”に徹し、組織論・運動論の全てをそこから再構築する原則的観点を徹底させる以外にない。そうした産業別横断機能・役割が発揮される時、その上に成り立つナショナル・センターも、勤労国民諸階層の組織された中核部分として、勤労国民諸階層の共感を得て連帯した社会的役割を果たすことができる。

しかも、今日、グローバルな企業・国際間競争の激化のもとで、労働組合の社会的役割が以前にも増して重要になっていることを考えると、全ての労働者を対象とした組織化の追求と勤労国民諸階層と提携した多面的な社会的役割の発揮が切実に要請されている。

あるべき労使関係＝労使対等原則の確立

ここで労使関係という場合、使用者と労働者という当該二者の関係だけでなく、政府機関を含めた政・労・使三者構成を前提とする。労使二者だけでなく、政府の労使関係に対する政策的関与の在り方も問題になるからである。

日本の労使関係における最大の問題点として、何よりも指摘されるべきは、集団的および個別的労使関係のいずれにおいても、労使対等原則が弱く、労働者側が著しく劣勢にあることである。この点は、戦前と戦後を問わない。集団的労使関係でい

えば、戦前は労働組合運動自体が非合法であったし、戦後では、例えば公務部門ではILOのこれまでの勧告にもかかわらず、労働基本権は未だに大きく制限されている。個別的労使関係では、労働基準法で労使対等原則がはっきりと規定されているとはいえ、働く労働者個々人は、企業・国際間競争の激化の中での使用者側の意の下に、屈従を余儀なくされている。その結果、過労死・過労自殺、職場におけるメンタルヘルス問題、各種のハラスメントなど枚挙にいとまのない深刻な事態が日常的に蔓延している。そのような事態に鑑み、集団的および個別的労使関係のいずれにおいても、労使対等原則の確立が必要不可欠である。

上に述べたことを要約すれば、(1) 人間らしい働きがいのある仕事（ディーセント・ワーク）を実現すること、(2) 個別的および集団的労使関係における「ゆがみ」を早急に是正して労使対等原則を確立することが急務である。そのためにも、労働組合の「数の力」を増大させ、社会的影響力を強めることが、今日の枢要な課題となっている。

(索引語)

日本の労働組合、日本の労使関係、企業別組合、個人加盟ユニオン、組合組織率、労使対等原則、労働組合の社会的役割、非正規労働者、ディーセント・ワーク

【エッセイ・提言・書評】 早川征一郎

（事典論文:「これからの労働組合と労使関係」（所収、労務理論学会『経営労務事典』晃洋書房, 2011年6月）

◇現代労働組合研究会のHPへ（TOP）

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/111210roudou-index.htm>